

私たちが望む図書館

～「ハマの図書館」は成長する有機体～

公立図書館は、住民が、税金で設置・運営を自治体に託した、みんなの「共有財産（ハマの図書館）」です。規模はさまざまでも**市民の身近にあることが必要**です。横浜市の場合、現状365万人の都市に18館の図書館、つまり人口20万人に1館しかないレベルでは、とても身近な存在とは言えません。

図書館は市民が求める本や情報を誰にでも提供するところですから、市民の思想、信条、個人情報に関わります。そのために図書館には守秘義務を持つ公務員の専門職(司書)がいて、自分の好みで選書したり、利用者に特定の本を押し付けたりはせず、市民一人ひとりの自立を助けるようサービスすることが望まれます。

私たちは、横浜市教育委員会が市民と協働して身近な図書館づくりを目指した「**横浜市立図書館のグランドデザイン**」を策定することを強く希望しています。そのたたき台として市民有志でグランドデザイン構想の中間結果をまとめました。まずは「理念」「ミッション」を明確にし、それに向けての「目的」「目標」の市民案を提示しました。横浜市の財政環境が極めて厳しいことから、具体案としては、実現可能となるように、ステップ案を提言しました。現在市会では、グランドデザインがないまま「手段」である図書館運営手法として、山内図書館に指定管理者制度を導入することが審議されています。まずは「ハマの図書館」のあり方を審議することを希望します。

I、理念

【1】基本方針

横浜市の18の行政区は、各々一つの市としての規模をもちながら、さまざまな特性をもって「横浜」という都市を形成しており、18区のそれぞれに地域独自の発展の歴史・産業・人口・年齢構成・環境など異なった生活課題がある。現代は、市民の「自ら行動するために知る・学ぶ」ことを最も身近な自治体が支え、市民が自治体を支えていく時代である。従って、「ハマの図書館」は、「区」を基本とする。「区」は18の行政区を考えるが、更には、図書館が生涯学習を支えるものであることから「図書館区」という新しい概念を取り入れることも検討する。

【2】キーワード

「図書館は成長する有機体である」（「ランガナタンの図書館の5法則」（注1）の第5法則 参照）

【3】図書館の事業

図書館法3条（注2）によって、各区の状況や区民の要望に沿い、さらに社会の発展に合わせ必要な資料・情報を収集・提供することを基本に、事業を展開する。そのために必要な設備・機材を用意する。

図書館事業を行うにあたり、ミッションを明示する。また、図書館は事業を行うにあたり「図書館の自由に関する宣言」（注3）を守る。図書館員は倫理綱領（注4）を守る。

これらは、当たり前のことであるが、当たり前のことをきちっとやるのが「ハマの図書館」である。

【4】「ミッション」と「目的」

(全市)

<ミッション>

横浜市民が豊かな生活を営むために必要な、あらゆる市民の活動・企業活動等に対する支援を通して、横浜市の健全な発展に貢献する。

(区)

<ミッション>

〇〇区民が豊かな生活を営むために必要な、あらゆる区民の活動・企業活動等に対する支援を通して、横浜市の健全な発展に貢献する。

<目的>

1 市民が快適な人生を全うするために必要な生涯学習支援を行う。

2 横浜市の発展のために、地場産業、地域教育機関、行政等の支援を行う。

3 必要な情報の収集・保存・発展に努める。

4 図書館利用に際してのあらゆる障害を取り除く。

*市民とは市民一人ひとりを指す。

<目的>

1 区民が快適な人生を全うするために必要な生涯学習支援を行う。

2 ○○区の発展のために、地場産業、地域教育機関、行政等の支援を行う。

3 必要な情報の収集・保存・発展に努める。

4 図書館利用に際してのあらゆる障害を取り除く。

*区民とは区民一人ひとりを指す。

II、具体案

私たちの望む図書館へ向けての歩みとして、私たちは「取次ぎステーション」→「図書館サービスポイント」→「サービスポイントの進化」→「図書館建設」→「最終目標」という段階的発展を考えている。

【1】最終目標とする図書館配置（各区） 最終170館構想（人口2万人に1館）

1. 「区中心館」（各区の中心館がそれぞれの区の地域館をバックアップする）

1館 3000-5000㎡ 30-50万冊 司書15-20人・他

2. 「地域館」 3-12館（中学校区に1館） 全市で約150館

1000-2000㎡ 10-20万冊 司書6-10人・他2-4人

3. その他（必要に応じて、区を越えることを含む）

①各館の連携（「区中心館を中心に区内の連携」→「市中央館・他の区の館との連携」）

②「市中央館」（全館のバックアップ機能をもつ）

③「保存庫」（各館の収蔵冊数に限りがあるため、連携を取って資料を保存する）

④「自動車図書館（移動図書館）基地」

自動車図書館 ・自動車1台につき司書1～2人（運転手含む）

自動車(搬送・連絡の手段として)

【2】到達までのはじめの一步(現体制下でできること)

1. 図書取次ぎサービスの拡大(青葉区方式)

図書館は区内の図書館空白地域を考慮し、集客のよい既存施設などと結んだ取次ぎサービスを行う

[候補] 図書施設のある地区センター・コミュニティハウス、区役所・行政サービスコーナーなど

[費用] 搬送費 600万円(現行)

2. 区役所との連携と支援

子育て支援、地域産業支援、区行政支援など

3. 学校支援

①現地域館での支援の充実

学校からの要請に応じて、ブックリストの提供。司書教諭、教諭へのオリエンテーション。

学校図書館整備ボランティアのいる学校図書館への支援

団体貸出、図書館整備ボランティアへの情報提供（講習・研修を含む）

②取次ぎステーションでの支援

現地域館で受付けた学校貸出本の貸出窓口になる

4. 積極的な図書館の広報

「@L i b」の配布箇所を増やす、パソコン検索など図書館利用の講習会、公共機関(特に学校)に図書館のPR掲示

5. 市民との協働、参画

「図書館協議会」のような「利用者の集い」を実施し、図書館の運営や活動目標を協議チェックする

【3】第2段階

1. 区内の図書館サービスの拠点として、**区館(現地域館)の権限強化**

2. 取次ぎサービスを実施する「**取次ステーション**」から「**図書館サービスポイント**」へ

- ・図書館サービスのできる条件を備えた「取次ぎステーション」(=図書館サービスポイント)の拡大（必要に応じて第一段階の完了を待たずに開始）
- ・司書1名配置(退職者・在宅の経験ある有資格者の活用を含む)
- ・貸出業務(予約・リクエストを含む)開始
- ・パソコンを設置し、予約や検索などICTの図書館サービス支援が可能な環境とする

3. **学校図書館支援の一層の充実**：学校図書館に学校司書配置が進んでいることを前提とする

- ・公共図書館に強力な学校図書館バックアップ体制をつくる
- ・学校司書のいる学校図書館から順次連携していく
- ・団体貸出、レファレンス、学校司書への研修

4. **積極的な図書館の広報**

「図書館サービスポイント」や「取次ステーション」、あるいはその近くでの展示、講座開催（例、区の認知症研修に合わせ、区役所の図書館サービスポイント（取次ぎステーション）で福祉関係の本の展示、認知症、福祉関係のレファレンス受付、関連情報の検索講習の実施など）

【4】第3段階

1. 「**図書館サービスポイント**」の機能強化

- ①中学校区、利用状況を考慮し、「図書館サービスポイント」の図書館機能を充実させる（レファレンスもできるように蔵書を揃えるなど）
- ②図書館コーナーとして独立させる

場合によっては必要スペースを確保できる新たな場所を探す。（民間の使わなくなった施設などの借受も検討する）

2. **学校図書館とネットワークを組んで連携**：学校司書の全校配置を前提とする

学校図書館間、学校図書館と公共図書館間で本や資料を相互貸借する物流システムを整備する

学校図書館間、学校図書館と公共図書館間で連絡を取り合う情報ネットワークシステムを整備する

教育センターが学校図書館支援センターとして機能していれば、学校図書館支援センターとの連携も入る（学校図書館支援センターとの連携は、同センターの整備状況に応じて第2段階から可能かもしれない）

Ⅲ、最後に

以上、厳しい財政状況から、図書館の新設を提案せずに既存の施設の活用を中心とする、現実的な改善策を提案したが、突破口としてはやはり**図書館建設が大事**だと思う。「図書館サービスポイント」なしに利用者の拡大は望めない。現状の中央図書館から出て行く自動車図書館では、今以上の駐車場確保は難しい。零細施設では収容人数、収容蔵書場所等の面で期待できない。1館どこかに出来るだけで、新規の利用者が一気に増える。図書館利用者の増大の鍵は図書館建設にあり、財源問題をさらに詰めてみたい。

(参考)【用語説明】

図書取次サービス…行政サービスコーナー、地区センターなど図書館以外の場所で、予約した資料の貸出・返却ができるサービス。現在は図書館の登録者でメール登録している方のみ利用できる。図書館カードは共通。

取次ステーション…取次ぎサービスをするところ。

図書館サービス…単に予約資料の受取だけでなく、貸出・返却・予約・レファレンスなど図書館としての基本的サービス。

図書館サービスポイント…図書館サービスをするところ。したがって自動車図書館の駐車場は何もない空き地でもサービスポイント。ここでは主に取次ぎステーションから最低限の図書館サービスを受けられるように発展したポイントを指す。

区中心館……………各区の中心となる図書館（現在の地域館を想定）。

地域館……………現在は各区にある図書館を指すが、最終目標では区内にある分館のこと。

市中央館……………横浜市立図書館全体の中央図書館。

保存庫……………各館の書庫で収蔵しきれなくなった資料を保存するための保存庫。貸出・返却などの図書館サービスは行わず、各館からの依頼に応じて各館に資料を送る。

自動車図書館（移動図書館）……………図書館やサービスポイントを利用しにくい地域に、資料を載せた車で巡回し、駐車場を設けて貸出・返却などを行う。

自動車図書館基地…自動車図書館に載せる資料の書庫や車庫を備えた場所。担当職員が巡回の準備や予約など事務処理も行う。

図書館空白地域…図書館、サービスポイントなどがなく、住民が図書館サービスを受けにくい地域。

図書館コーナー…既存施設の中で、蔵書、スペースなど図書館機能を更に充実させ、より図書館に近づいたもの。

司書教諭……………学校図書館法により12学級以上の学校には発令が義務付けられている学校図書館専門教諭。司書教諭資格（10単位）を取得した教諭の中から発令される。担任や教科との兼務がほとんどで授業時間数の軽減もない。学校教育の中に学校図書館を位置づけ、学校図書館の授業での使い方を校内に広める教育の専門家。

学校司書……………学校図書館法改正以前から、発令が進まない司書教諭の代わりに、自治体が独自予算で配置してきた学校図書館担当事務職員。司書資格（20単位以上）を持つ人も多いが、法律上の規定がないため、さまざまな資格や勤務形態で雇用されている。学校図書館を教育に活かすことができるよう整備し、司書教諭と協働して、児童・生徒・教員に図書館サービスを行う図書館の専門家。

図書館整備ボランティア…学校司書がいない学校で、本の修理や図書館の環境整備、貸出・返却などを行うが、学校司書の手助けとして必要な作業を行うのが本来の形である。

図書館区……………ここでいう「区」は行政区が示す区境を意味しない。市民が快適に移動して利用できる範囲を図書館の「区」とする。具体的には中学校区に近い域。

(注1)

「ランガナタンの図書館の5法則」

(ランガナタンはインドの図書館学の父と呼ばれ世界的に著名な図書館学・数学者。

「図書館の5法則」は、1932年に発表)

- 1 図書は利用するためのものである
- 2 いずれの読者にもすべて、その人の図書を
- 3 いずれの図書にもすべて、その読者を
- 4 図書館利用者の時間を節約せよ
- 5 図書館は成長する有機体である

(注2)

「図書館法」第3条

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
3. 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
4. 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
5. 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
6. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
7. 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
8. 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
9. 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(注3)

「図書館の自由に関する宣言」

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

(注4)

「図書館員の倫理綱領」(日本図書館協会 1980.6.4 総会決議) ※本文のみ引用

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

- 第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。
- 第2 図書館員は利用者を差別しない。
- 第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。
- 第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。
- 第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。
- 第6 図書館員は個人的、集团的に、不断の研修につとめる。
- 第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。
- 第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。
- 第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。
- 第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。
- 第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。
- 第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

下記URLで全文が見られます

図書館員の倫理綱領 <http://www.jla.or.jp/rinri.htm>

図書館の自由に関する宣言 <http://www.jla.or.jp/ziyuu.htm>

問合せ先： 「横浜の図書館の発展を願う会」

連絡担当 福富：電話 080-5524-6091、fukutomi@tk2.so-net.ne.jp